

令和5年  
4月1日から

# 介護保険福祉用具購入費・住宅改修費 受領委任払い制度が利用できます



## 介護保険福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払いについて

介護保険における居宅介護（介護予防を含む）住宅改修費及び特定福祉用具購入費の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後、申請により保険給付分の支払いを受ける「償還払い」を原則としていますが、4月1日から、これまでの償還払いに加えて、受領委任払いも利用できます。

### ★受領委任払い制度★

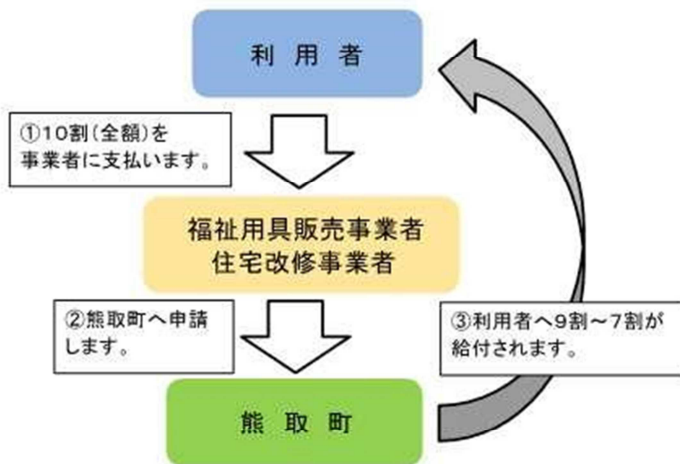
福祉用具を購入または住宅改修を行う際に、事前に受領委任払いの承認申請を行うことにより、支給対象金額のうち、利用者は自己負担額（1割または2割、3割）のみを事業者に支払い、残りの費用については、利用者の委任にもとづき町が事業者へ直接支払う制度です。



受領委任払いによる支給を希望する場合は、福祉用具を購入または住宅改修を行う前に、受領委任払いの承認申請が必要です。

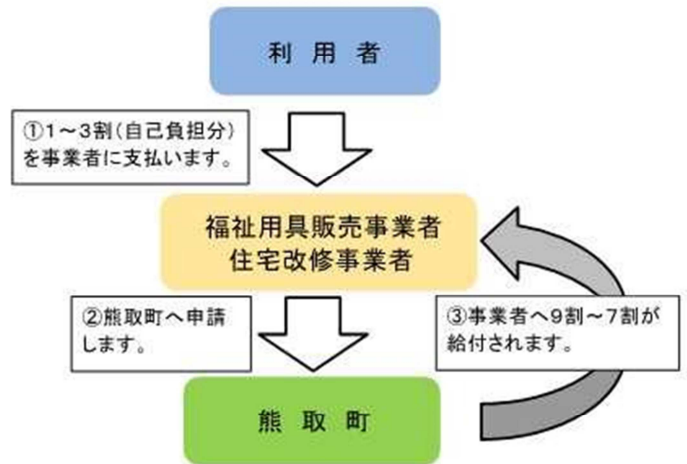
#### 【償還払い】

熊取町から給付が行われるまでの間、一時的に費用の10割を負担します。



#### 【受領委任払い】※事前に申請が必要です。

熊取町から、保険給付分（9～7割）を事業者へ支払うため、利用者の負担が少なくなります。



詳しくはホームページ、またはお問い合わせください。

問い合わせ 熊取町介護保険課 ☎072-452-6297